

第2次 厚木市 教育振興基本計画

未来を担う人づくりのために

令和3(2021)年3月
厚木市教育委員会

～学校教育～

あつぎ

現在取り組んでいる学校教育活動、
る上で大切にしているキーワードを

共に学ぶ



ICT活用

市立小・
中学校

主体的・
対話的で
深い学び



きめ細かな指導

確かな学力

家庭・
地域と
の協働



快適な学習環境

健やかな体



安心・安全な給食

食育



安心・安全

地域貢献活動



豊かな心



自然体験活動

の教育 ～社会教育～

社会教育活動の一部と、取組を推進す
紹介します。



公民館

学び合い

地域の拠点



家庭教育支援

絆づくり

スポーツ

多彩な
イベント



図書館

読書活動

活力ある地域



交流の場

環境整備



知の拠点



文化財

歴史・
文化の
継承

郷土愛



文化財保護

目次

第1章 計画の概要

1	背景と目的	1
2	位置付け	2
3	計画期間	2
4	計画の実現に向けて	3

第2章 厚木市が目指す教育

1	計画構成図	4
2	基本理念	6
3	基本目標	6
4	基本方針	8
5	進行管理	16
6	基本方針と持続可能な開発目標(SDGs)の関連	17

資料編

1	用語解説	18
	※本計画書の文中で「*」(アスタリスク)の付いている用語を解説	
2	資料	25

第1章 計画の概要

1 背景と目的

厚木市では、平成21（2009）年に「未来を担う人づくり」を基本理念とする厚木市教育振興基本計画を策定し、三つの基本目標と八つの基本方針の下、学校教育*と社会教育*の振興に努めてきました。具体的な施策は、1期を3年間とする実施計画を定め、4期にわたり教育環境日本一を目指した取組を展開してきました。

この間、社会では少子高齢化、情報化、グローバル化、ライフスタイルや価値観の多様化などが一層進み、人口減少、雇用環境の変化による所得格差、持続可能な社会保障制度、大きな災害からの復興、環境問題、都市と地方の二極化、新型コロナウイルス感染症の流行など、様々な課題に直面しています。

また、これからの日本は、人生100年時代*を迎えようとしており、さらに超スマート社会（Society5.0）*の実現に向けて人工知能（AI）*やビッグデータ*の活用など、技術革新が急速に進んでいます。こうした社会の大転換を乗り越え、全ての人が豊かな人生を送るためには、自分の夢や可能性に挑戦を続け、多様性を尊重しながら様々な人々と協働してより良い社会を創る力が必要とされます。このような力を身に付ける上で、教育の果たす役割は大変大きく、ますます重要になっています。

一方で、子どもの体力の低下や貧困による教育格差*、いじめや不登校の増加、教職員の多忙化*、家庭や地域の教育力*向上の必要性、インターネット上の有害情報の青少年への悪影響など、教育においても様々な課題が生じています。

厚木市では、こうした多様化する課題にいち早く目を向け、解決に向けた施策を実施してきました。平成30（2018）年には、小・中学校が抱える課題を保護者や地域住民と協働して解決し、一層教育活動を充実させていこうと、全市立小・中学校へのコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）*導入を完了させました。未来を担う子どもたちへの願いを家庭・地域・学校が共有しながら、各学校運営協議会において地域の特色をいかした協働活動が進められています。

社会の変化に対応しながら推進してきた教育振興基本計画は令和2（2020）年度で終了します。そこで、これからの時代にふさわしい計画を改めて策定するため、「第2次厚木市教育振興基本計画策定委員会」において、これまでの教育委員会事業を点検評価した結果を踏まえながら、目指すべき教育の姿を審議していただきました。同委員会の提言を受け、「未来を担う人づくり」を引き続き基本理念に掲げるとともに、理念を実現するための基本目標、目標を達成するための基本方針を定め、ここに「第2次厚木市教育振興基本計画」を策定します。

第1章 計画の概要

2 位置付け

本計画は、教育基本法*第17条第2項「地方公共団体は、国の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」の規定に基づき、厚木市の教育振興のための施策に関する基本的な計画として位置付けるものです。

策定に当たっては、国の「第3期教育振興基本計画」*と神奈川県「かながわ教育ビジョン」*を参酌し、「第10次厚木市総合計画」*、「厚木市教育大綱」*、「第2次厚木市スポーツ推進計画」*などと整合を図るものです。

また、本計画には、平成27（2015）年に国連サミットで採択された、令和12（2030）年を期限とする国際目標「持続可能な開発目標（SDGs）」*の考え方を取り入れています。

3 計画期間

「基本理念・基本目標」は長期的に取り組む必要があるため令和3（2021）年度から令和14（2032）年度までの12年間、社会状況の変化に対応するため中期的に取り組む「基本方針」については令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの6年間、実際に実施する事業の計画「実施計画」については3年ごとの計画とします。



4 計画の実現に向けて

基本理念、基本目標、基本方針の検討を進める中で、計画を推進する前提となるもの、計画を実現していくために欠かせないものとして、「安心して教育を受けられる環境の整備」と「市民協働による取組の推進」の重要性について意見が相次ぎました。これらは、今までも厚木市が力を入れてきた取組ですが、市民生活を支える普遍的な取組であり、教育施策を実施していく上でなくてはならないものです。そのため、「計画を支える『安心』と『協働』」として位置付け、基本理念・基本目標と同じく12年間にわたって計画の実現を支えるものとします。

(1) 誰もが安心して学び、自分の力を発揮できる環境づくりの推進

夢や目標の実現に向け、自分の力を最大限に発揮するためには、家庭や学校はもちろん、地域社会も含めた学びの場・生活の場が安心できる環境であることが大切です。

教育施設の安全性・快適性の維持・確保に加え、教育機会の保障や、ありのままの自分でいられることの保障、子どもたちの学習成果の保障など、一人一人に光を当てた様々な保障や支援が必要です。また、子どもも大人も安全な社会の構築に向けて学び、自分のことは自分で守る、安心できる環境は自分たちでつくる意識を高めることも大切です。併せて、新型コロナウイルス感染症や社会全体を揺るがす危機に対しては、市を挙げて学びの保障に取り組む必要があります。

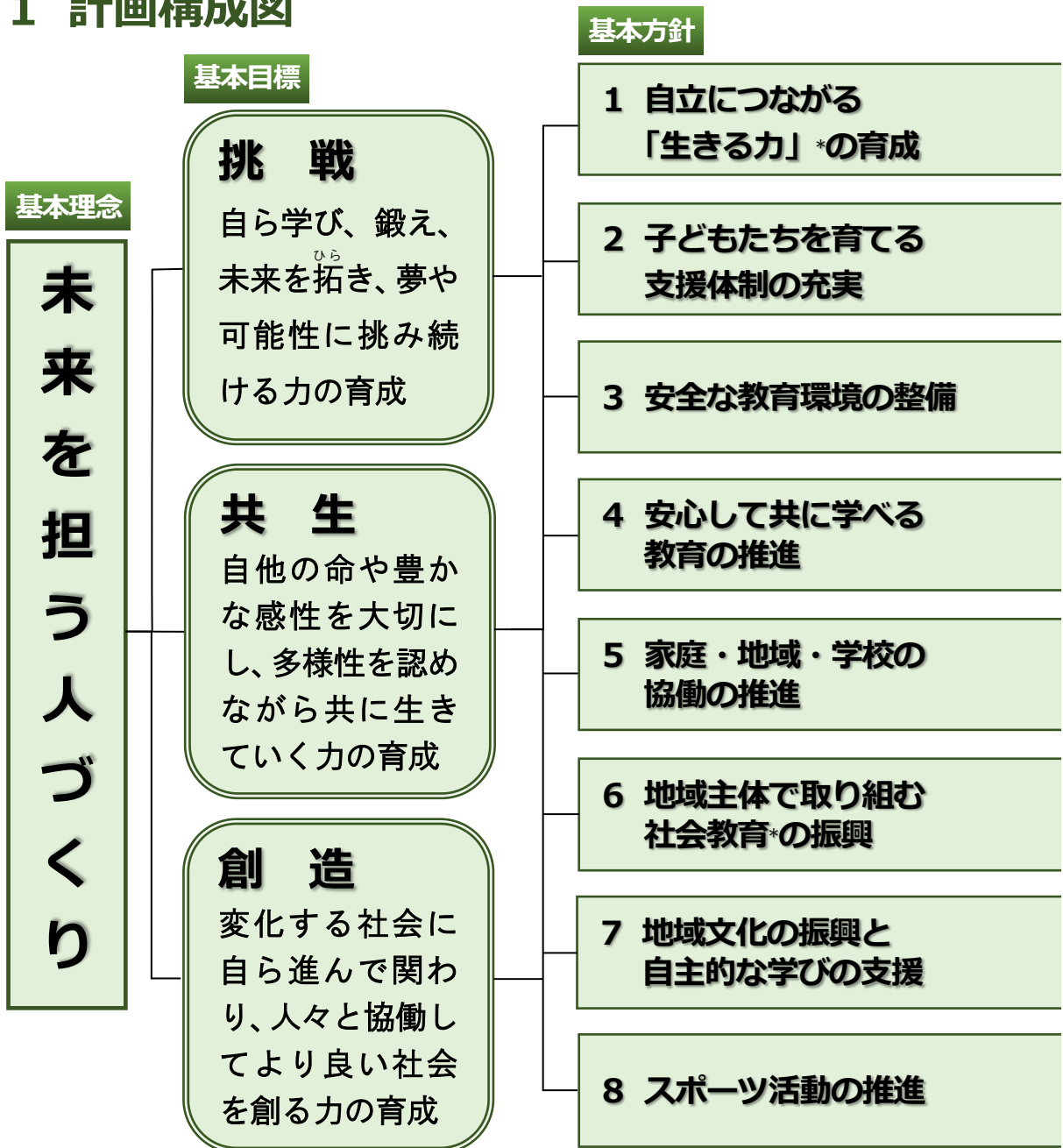
(2) 家庭・地域・学校の協働による特色ある学校づくりと地域づくりの推進

厚木市においては、全ての取組に「市民協働」が重要なキーワードとなっています。

厚木市の大きな特色であり、社会の持続可能な発展のためには、さらに重要になります。家庭、地域、学校が教育ビジョンや教育課題を共有し、共に知恵を出し合いながら、より一層協働して学校づくりを進めていくことが必要です。さらに、子どもの成長を軸として、地域と学校がパートナーとして様々なネットワークづくりを進めるとともに、協働した活動を通して意見を出し合い学び合う中で地域住民のつながりを深め、活力ある地域づくりにつなげていくことが大切です。

第2章 厚木市が目指す教育

1 計画構成図



計画を支える『安心』と『協働』

計画を実現するために欠かせない取組として、「誰もが安心しの協働による特色ある学校づくりと地域づくりの推進」を掲げ、

未来の担い手となるために「確かな学力」*、「豊かな心」、「健やかな体」をバランス良く育み、心豊かにたくましく生きる力*を培います。

教職員が子どもたちと向き合う時間の確保に取り組み、自信とゆとりを持って指導に当たることができるよう支援します。

地域をつくる人々と共に安全な環境づくりに取り組み、子どもたちが快適に学べる質の高い学習環境を整えます。

人権や多様性の大切さを学ぶとともに、誰もが安心して自分の可能性や個性を伸ばせる教育を推進します。

家庭・地域・学校のつながりをより一層深め、協働して地域の宝である子どもたちを育みます。

特色ある公民館活動や地域活動による住民同士の学び合いなどを通して、豊かな地域づくりと担い手づくりを推進します。

ふるさと厚木の自然や歴史、文化に触れて郷土愛を育むとともに、生涯にわたって学べる機会の充実を図ります。

いつまでもいきいきと運動できる環境を整備し、充実したスポーツ・レクリエーション活動を通して活力ある地域づくりを推進します。

「**て学び、自分の力を発揮できる環境づくりの推進**」と「**家庭・地域・学校**」未来を担う人づくりに向けた計画の推進を支えます。

2 基本理念

未来を担う人づくり

厚木市教育振興基本計画の基本理念「未来を担う人づくり」を継承します。

教育基本法*では、教育の目的を「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」と定めており、厚木市教育振興基本計画の基本理念は、この普遍的な教育の目的を表しています。また、国の第3期教育振興基本計画*や新学習指導要領*、神奈川県教育委員会のかながわ教育ビジョン*においても、持続可能な社会や未来の地域の担い手を育成していく必要性がうたわれています。

基本理念は、教育のあるべき姿を表わすものです。社会がいかに変化しようとも、自分の夢や可能性に挑戦し、多様性を尊重しながら、様々な人々と協働してより良い社会を創る、その担い手を育成するため、第2次厚木市教育振興基本計画においても、「未来を担う人づくり」を基本理念に掲げます。

3 基本目標

挑戦 共生 創造

国の第3期教育振興基本計画*、新学習指導要領*などの趣旨を踏まえ、これからの予測困難な社会において、未来を担う人として持っていてほしい力、育てていきたい力を「挑戦」、「共生」、「創造」のキーワードで表し、基本理念の実現に向けた基本目標としました。「挑戦」は自らのこと、「共生」は他者との関係、「創造」は社会全体との関わりを示し、それぞれ「自分づくり」、「仲間づくり」、「社会づくり」につながります。子どもの頃は自分づくりが中心となりますが、成長するにつれて人や社会との関わりは広がります。そして、「自分づくり」においては、たくましく挑戦し続けること、「仲間づくり」においては、多様性を尊重すること、「社会づくり」においては、主体的に社会に関わることに重点を置いています。なお、「挑戦＝たくましい力の育成」、「共生＝豊かな心の育成」、「創造＝社会を創る力の育成」と捉え、前計画の方向性を継承します。

挑戦

自ら学び、鍛え、未来を拓き、夢や可能性に挑み続ける力の育成

今後は平均寿命が著しく延び、生涯に複数の仕事を持つことや、ボランティア・地域活動などに取り組むことが一般的になると考えられています。そうした未来を豊かに生きていくためには、子どもの頃から知識、技能、思考力、判断力、表現力などに加え、学びに向かう力を伸ばすとともに、生涯にわたって学びを重ね、高めた能力をいかし、様々なステージで活躍できる力を身に付けることが大切です。いつまでも自分自身を磨いて生きる力*を高め、追い求める夢や目標の実現に向けて粘り強く挑み続ける力を育成します。

共生

自他の命や豊かな感性を大切にし、多様性を認めながら共に生きていく力の育成

誰もが社会の一員として認められる共生社会を創るためには、命や人権を大切にし、一人一人が持つ感性をいかしながら、他者を思いやり共に生きていく豊かな心を育むことが必要です。幼い頃から、豊かな自然や文化に触れて感性を磨き、家庭や学校、地域社会など、自分らしさが認め合える環境の中で安心して生活することを通して、自分の可能性に挑戦する基礎となる自己肯定感*や自己有用感*を高めることが大切です。そこから、自分らしく生きていける社会づくり、さらに一人一人が大切にされ、多様性を認め合える社会づくりにつなげていく力を育成します。

創造

変化する社会に自ら進んで関わり、人々と協働してより良い社会を創る力の育成

持続可能な社会を創るために、今あるものをどのように良くしていくかを考え、新しく柔軟な考え方を生み出し、新たな価値を人々と共有して協働しながら課題を解決していくことが求められています。そのためには、変化する社会に多くの人々が主体的に関わることが重要であり、そこで協働して行動することによって課題を克服し、より良い社会づくりにつなげることができます。社会や地域の在り方を考え、共に学び、学んだことをいかに環境を整えるとともに、人々と力を合わせて新しい社会を創る力を育成します。

4 基本方針

基本方針 1

自立につながる「生きる力」*の育成

未来の担い手となるために「確かな学力」*、「豊かな心」、「健やかな体」をバランス良く育み、心豊かにたくましく生きる力*を培います。

子どもたちに対する教育の目的は、人格を完成させ、将来自立できる力を育むことです。成長した子どもたちには、未来の社会を発展させることが期待されますが、予測困難な社会においては新しい課題に柔軟に対応していく力が今まで以上に求められます。変化を前向きに受け止め、心豊かにたくましく生きる人材を育成するために、国が提唱する「GIGAスクール構想」*の実現に向けた取組や持続可能な開発のための教育(ESD)*など、新しい時代の教育を取り入れていくほか、一人一人の状況に応じた教育を推進し、幅広い知識・教養と真理を求める態度、豊かな情操と道徳心、健やかな身体をバランス良く育成します。

求められていること

※これまでの課題を整理したもの

- 「生きる力」*を培うため、①学びに向かう力、人間性、②知識と技能、③思考力、判断力、表現力などをバランス良く育成
- 1人1台の学習用端末を活用し、誰一人取り残さない個別最適化された学びの実現
- 豊かな心と健やかな体を育むため、心の教育、読書活動、食育*などの推進
- 安心・安全な学校給食の提供

施策の方向性

- 新学習指導要領*が掲げる「主体的・対話的で深い学び」*に向けた授業改善
- 学力・学習状況調査*の分析結果をいかした「確かな学力」*の育成
- 教職員のICT*機器活用の支援
- 目指す子ども像の共有など、小中一貫教育*をさらに推進する取組
- 善悪の判断、思いやり、命の尊さ、いじめ問題、情報モラルなどの道徳教育*の推進
- 教員と外国語指導助手(ALT)*が協働した授業づくりによる英語教育の一層の充実
- 将来を見据えた学校給食施設の整備

基本
方針 2

子どもたちを育てる支援体制の充実

教職員が子どもたちと向き合う時間の確保に取り組み、自信とゆとりを持って指導に当たることができるよう支援します。

教職員の多忙化*により勤務の長時間化が問題となる中、子どもたちの学びを確かなものにし、「生きる力」*を最大限に伸ばしていくためには、教職員に時間と心のゆとりがあることが重要です。「教育は人なり」といわれるように、子どもたちにとって最大の教育環境は教職員です。教職員が教育の場でいきいきとしてこそ、子どもたちもいきいきと健やかに育ちます。教職員が子どもたちと十分に向き合える環境を整えるとともに、効果的な研修などを通して教職員に求められる様々な資質・能力や指導力を高めます。

求められていること

- 教職員の多忙化*、勤務の長時間化の解消
- 児童・生徒にきめ細かな指導・支援をするため、非常勤講師や支援員などの人材確保
- 多様で複雑化した教育課題や教育的ニーズ、社会の変化への対応など、教職員として求められる資質・能力・指導力の一層の向上
- 新学習指導要領*や今日的な学校の課題、新たな教育動向に対応できるよう、教育研究、教育資料提供などの推進

施策の方向性

- 基本的に学校以外が担う業務、必ずしも教職員が担う必要のない業務、教職員の業務だが負担軽減が可能な業務について、教職員の負担を軽減
- 児童・生徒の学習、学校生活において、教職員の業務を補助する支援員などの配置
- 部活動の充実と教職員の負担軽減を図るために、顧問として指導と引率のできる人材などの配置
- 教職員の資質・能力や意欲を高めるため、教職員や学校のニーズを的確に捉えたより質の高い魅力ある研修講座の開催
- 教育課題の解決に向けた調査研究や教材・資料を作成する研究部会の設置

基本 方針 3

安全な教育環境の整備

地域をつくる人々と共に安全な環境づくりに取り組み、子どもたちが快適に学べる質の高い学習環境を整えます。

子どもたちの充実した学校生活を支えるのは、安全で快適な教育環境です。人づくりを目指す上で教育の場はとても重要なものであり、安全の確立は最優先で取り組むべきものです。これまでも家庭、地域、学校が協力し合い、子どもたちに広く目が行き届く体制を築いてきましたが、これからも一層協働していくことが求められます。さらに、老朽化が進む学校施設・設備の安全性・快適性を維持・確保するほか、小学校2校と中学校1校が取り組むインターナショナルセーフスクール*の活動成果を他校に広げるなど、ハード・ソフト両面から学習環境を整えます。

求められていること

- 安心・安全で快適な学校生活を送ることができる環境の整備
- 児童・生徒数の変化に応じた学校規模の適正化の推進
- 学校施設の老朽化に対応した再整備などの実施
- 家庭、地域、学校の連携による子どもたちの見守り体制の推進
- インターナショナルセーフスクール*の活動の推進
- 青少年の問題行動の早期発見、未然防止に向けた啓発の推進

施策の方向性

- 外壁、屋上・屋根、グラウンドなどの計画的な予防保全工事、改修工事の実施
- トイレ改修、冷暖房設備、ICT*環境など、快適で充実した教育環境の整備
- 統廃合を含めた学校の適正規模・適正配置の実施
- 目標耐用年数である60年を迎える校舎の計画的な再整備
- 防犯ブザーの配布や子どもたちの登下校を見守る人材の配置
- インターナショナルセーフスクール*の再認証取得に向けた支援と活動成果の発信
- 青少年の非行を防止する街頭指導の実施

基本
方針 4

安心して共に学べる教育の推進

人権や多様性の大切さを学ぶとともに、誰もが安心して自分の可能性や個性を伸ばせる教育を推進します。

子どもたちの可能性や個性を伸ばし、「生きる力」*を育むためには、誰もが安心して参加できる教育の場が必要です。教育を受ける上での安心感は、不安や悩みを相談できる体制の充実やインクルーシブ教育*の推進など、心身両面への支援の充実によって生まれます。心に寄り添った指導・支援を通して、子どもたちの自信や学ぶ意欲を育みます。また、年齢、性別、国籍、経済事情、障がいの有無など、あらゆる立場の人がお互いにかげがえのない人として尊重され、それぞれが持つ多様性を認め合えるよう、人権の大切さを学ぶ教育を一層推進します。

求められていること

- 児童・生徒や保護者の悩みに対する相談体制の充実
- 増加傾向にある不登校児童・生徒への支援
- 障がいに応じた支援や医療的ケアなど、特別な支援を必要とする児童・生徒への支援
- 日本語の理解に困難を抱える外国につながる児童・生徒*の支援
- 保護者の経済的負担の軽減
- お互いを尊重し、多様性を認め合える人権教育の推進
- 新型コロナウイルス感染症などの拡大に対する不安の解消

施策の方向性

- 不登校やいじめ、学校生活での問題などに関する相談に専門の相談員が対応
- 小集団での学習や体験活動を通して、不登校児童・生徒の状況に応じた支援の実施
- インクルーシブ教育*と特別支援教育*の推進
- 日本語の理解が困難なために生活に支障をきたす児童・生徒を支援する人材の派遣
- 経済的理由で就学が困難な児童・生徒の保護者に学用品費などの一部や奨学金を支給
- 人権の大切さを啓発する人権講座・人権教育の実施

第2章 厚木市が目指す教育

基本 方針 5

家庭・地域・学校の協働の推進

家庭・地域・学校のつながりをより一層深め、協働して地域の宝である子どもたちを育みます。

家庭、地域、学校が、それぞれ教育課題を抱える中、子どもたちにどのような人に成長してもらいたいかを共有し、各々の役割を果たしながら協力し合って子どもたちを育むことが重要です。コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）*の取組を一層推進することにより、大学・企業などを含めた地域の広範な人材と特色をいかした教育活動の充実、教育課題の解決、地域の教育力*向上などにつなげていきます。また、子どもたちの人格形成や調和のとれた心身の発達において、保護者の果たすべき役割はとても重要です。子どもたちの基本的な生活習慣や思いやりの心、社会性などを、家庭で安心して育てることができるよう、地域ぐるみで教育の出発点である家庭教育*を支援します。

求められていること

- 地域に開かれた特色ある学校づくりの推進
- 家庭・地域・学校の協働による教育活動の充実
- 幅広い層の地域住民、団体などが参画する緩やかなネットワークを形成し、ネットワークをいかした地域学校協働活動*の推進
- 「生きる力」*の基盤となる資質・能力を育成する家庭教育*の支援
- 家庭や学校と共に地域社会が子どもたちに関わることによる地域の教育力*の向上、「地域で子どもを育てる」という意識の向上
- PTA*活動の充実

施策の方向性

- コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）*の推進
- 地域学校協働本部*の導入に向けた研究
- 地域ぐるみによる家庭教育*支援の充実
- 家庭教育*の重要性の啓発、PTA*などによる家庭教育学級*への支援
- 放課後などにおける子どもの安全な居場所づくりの推進

基本
方針 6

地域主体で取り組む社会教育*の振興

特色ある公民館活動や地域活動による住民同士の学び合いなどを通して、豊かな地域づくりと担い手づくりを推進します。

社会教育*を進めていく上で大切なことは、教えてもらうばかりではなく、共に学ぶ合うことです。社会教育施設*を始めとする多様な学びの場を活用して、地域課題への取組や新しい魅力の発見、地域を支える担い手の育成、住民同士の交流など、地域の一員として力を合わせて主体的に地域づくりに取り組むことが重要です。地域の社会教育*活動において中心的な役割を担うのは公民館です。地域の特色や人材をいかした魅力ある活動を展開し、人々が集い、学び、つながることができるよう、地域コミュニティの拠点である公民館の機能を充実します。

求められていること

- 地域の特色や人材をいかした多彩で魅力的な事業展開による、地域住民の教養の向上、健康増進、生活文化の振興、社会福祉の増進
- 地域づくりに主体的に参加する地域の担い手づくりの推進
- 多様な学習機会の提供、住民同士の学び合いによる地域課題の解消
- 住民同士の交流促進による地域の^{きずな}絆づくり
- 地域コミュニティの拠点となる社会教育施設*の整備

施策の方向性

- 地域や社会の課題を捉えた学級・講座の実施
- 地域の文化振興に向けた事業の実施
- 地域の親睦、多様な世代の交流を促進する事業の実施
- スポーツ・レクリエーションを推進する事業の実施
- 社会教育委員を始めとする有識者による社会教育*に関する諸計画の立案
- 公民館施設の整備、改修、維持・管理

第2章 厚木市が目指す教育

基本方針 7

地域文化の振興と自主的な学びの支援

ふるさと厚木の自然や歴史、文化に触れて郷土愛を育むとともに、生涯にわたって学べる機会の充実を図ります。

人生80年時代から100年時代*になろうとする中、誰もが生涯にわたり、自分のスタイルに合わせて学びたいときに学びたいことが学べるよう、学習の場、交流の場を創出していくことが重要です。あつぎ郷土博物館では、厚木市の自然や歴史、文化に関する資料を広く市民に紹介することにより、厚木の宝を未来につなげていきます。様々な本や映像に出会える図書館では、感受性や創造力を高め知識や見識を深めるといった読書がもたらす効果をあらゆる世代に啓発しながら、生涯にわたる学習意欲や人々の交流を支えます。

求められていること

- 文化財の保存や郷土芸能の継承・発展
- 先人の教えや郷土の歴史、文化の継承
- 郷土への愛着を育む活動拠点の充実
- 生涯にわたる学びを支える「知の拠点」としての図書館機能の充実
- 安心して学び、交流できる読書環境の整備
- 多様な市民ニーズや地域課題に対応した図書館サービスの提供
- 博物館や図書館、公民館、学校などの教育施設の相互連携

施策の方向性

- 郷土芸能の普及に向けた公演機会の拡大と体験講座などによる後継者育成
- 郷土の歴史や先人の教えを受け継ぐ市史の編さん
- 博物館の機能をいかした歴史資料、文化財、自然史資料の収集、調査、研究、展示、活用、保管
- 厚木市複合施設等整備基本計画*に基づく新たな図書館の整備
- 電子情報も利用できるハイブリッド図書館*の整備
- 子どもが読書に親しみ、本に関心を持つきっかけづくりの推進

基本
方針 8

スポーツ活動の推進

いつまでもいきいきと運動できる環境を整備し、充実したスポーツ・レクリエーション活動を通して活力ある地域づくりを推進します。

スポーツ・レクリエーション活動は、個人の充実感や健康増進、体力向上はもちろん、参加する人同士の触れ合いによる仲間づくりを通して、地域の絆きずなをつくります。活動の裾野を広げていくためには、多様なニーズに沿った形で活動できる環境づくりが大切です。気軽に利用できるスポーツ空間や安心・安全な施設の維持・整備、選手・指導者の育成などを通して、いつでも、どこでも、誰もが生涯にわたって、スポーツ・レクリエーション活動に取り組むことができる環境づくりを推進し、活力ある地域づくりにつなげていきます。

求められていること

- 生涯にわたって、いつでも、どこでも、だれでも、いつまでもスポーツに親しむことができるよう、様々なスポーツ活動の機会を提供
- 市民の健康・体力づくりの推進
- 子ども、成人、障がい者など、それぞれに応じたスポーツ活動の推進
- スポーツを通じた交流・地域づくりの促進
- 多様なスポーツ活動の場を広げる環境づくり

施策の方向性

- スポーツや運動の必要性の啓発
- 健康づくり・体力づくり教室、スポーツ教室、ニュースポーツのイベントなどの開催
- 競技力の向上や競技団体の育成・支援
- 総合型地域スポーツクラブ*創設の支援・育成と連携・協働
- スポーツ活動を支える指導者やスポーツボランティアなどの育成・活用
- スポーツ大会の開催、誘致、参加支援
- 市民の多様なニーズに対応した安全なスポーツ施設の整備・充実

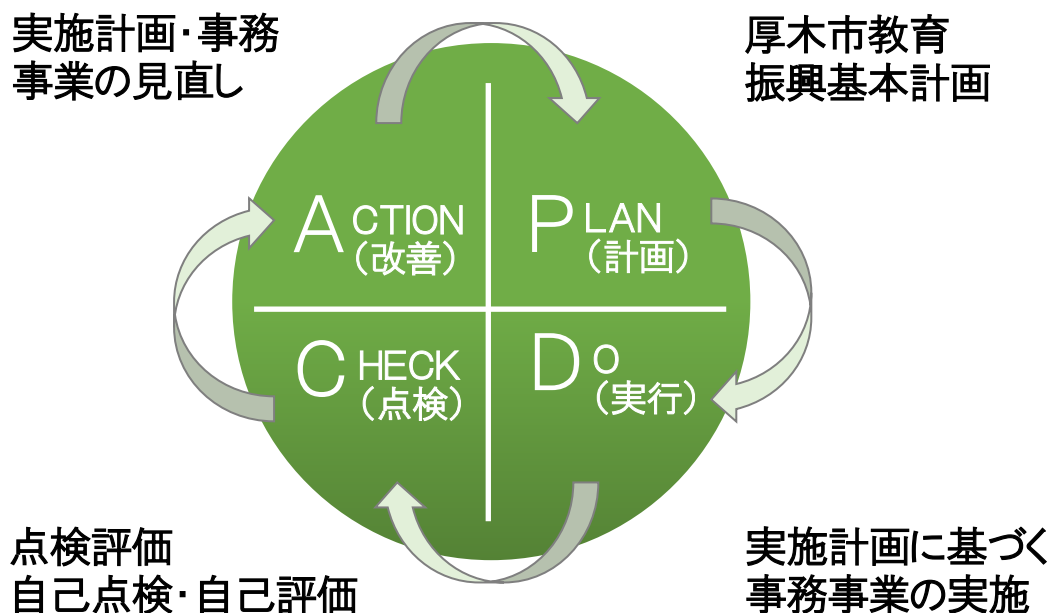
5 進行管理

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」*第26条に基づき、教育委員会の権限の属する事務管理、執行状況について、教育に関し学識経験を有する方の知見を活用した点検評価を行います。

点検評価に当たっては、対象事業の実績や成果を踏まえて課題などを分析し、結果は報告書にまとめて公表するとともに、必要に応じて実施事業を見直します。

また、第2次厚木市教育振興基本計画を推進し、実施計画事業を検討する「厚木市教育振興基本計画庁内推進委員会」においても、事務事業の実績や成果の自己点検・自己評価を実施し、計画の一層の推進につなげます。

<PDCAサイクル*で進行管理>



6 基本方針と持続可能な開発目標(SDGs)*の関連

SDGsの目標



平成27(2015)年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」における国際目標です。令和12(2030)年までに持続可能でより良い世界を目指す17の目標が掲げられています。

基本方針との関連

全ての基本方針に「目標4 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」の考え方を取り入れています。また、各基本方針に特に関連する目標があります。



基本方針 1 	基本方針 2 	基本方針 3
基本方針 4 	基本方針 5 	基本方針 6
基本方針 7 	基本方針 8 	

《持続可能な開発目標(SDGs)*》

- 目標 1 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる
- 目標 2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- 目標 3 あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- 目標 5 ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女兒の能力強化を行う
- 目標 8 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する
- 目標 10 国内及び各国間の不平等を是正する
- 目標 11 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する
- 目標 15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
- 目標 17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

1 用語解説

あ 行

アイシーティ-

ICT (情報通信技術) (P8、10、20)

Information and Communication Technology の略。情報・通信に関する技術の総称で、多くの場合、ICTは「情報通信技術」と和訳される。

厚木市教育大綱 (P2)

国の教育振興基本計画を参酌し、学校教育*、社会教育*といった教育委員会が所管する教育分野のみならず、子育て、文化振興、生涯学習といった市長の事務局の事務にも幅広く関連し、市が目指す教育のあるべき姿を定めたもの。

厚木市複合施設等整備基本計画 (P14)

図書館、(仮称)未来館、市庁舎、消防本部、国県の行政機関などからなる複合施設とその周辺環境の整備に向けた基本的な考え方を整理し、今後の設計、整備に取り組む方針を示したもの。

生きる力 (P4、5、7、8、9、11、12)

文部科学省が提唱している学校教育*で

子どもたちに身に付けさせたい力の総称。変化の激しいこれからの社会を生きるために大切とされる、確かな学力*、豊かな人間性、健康・体力の「知・徳・体」のバランスのとれた力のこと。基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、さまざまな問題に積極的に対応し、解決する力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などを指す。新学習指導要領*では、子どもたちの「生きる力」をより一層育むことを目指している。

インクルーシブ教育 (P11)

共生社会の実現に向け、障がいのあるなしにかかわらず、できるだけ全ての子どもが同じ場で共に学び、共に育つための教育。

インターナショナルセーフスクール (P10)

けがやその原因となる事故、いじめ、暴力を予防することによって、安全で健やかな学校づくりを進める活動であり、こうした安全な教育環境の整備に取り組んでいる学校に対して、国際セーフコミュニティ認証センターが与える国際認証。

か 行

外国語指導助手^{エーエルティ}（ALT）（P8）

Assistant Language Teacherの略。英語を母語とする指導助手。小学校や中学校・高等学校に児童・生徒の英語発音や国際理解教育の向上を目的に各教育委員会から学校に配置され、授業を補助している。

外国につながるのある児童・生徒

（P11）

日本国籍であっても母語が日本語でない児童・生徒や、家族が外国にルーツをもつ児童・生徒など、外国籍をもつ児童・生徒だけでなく、民族、文化など様々な背景をもった児童・生徒のこと。

学習指導要領（P6、8、9、18、21、24）

学校教育法に基づき、全国どこの地域で教育を受けても、一定水準の教育を受けられるようにするため、文部科学省が各学校で年間の授業時数などの教育課程を編成する際の基準を定めたもの。概ね10年に一度改訂がされる。

学力・学習状況調査（P8）

義務教育に関する現状の把握・改善のため

め、文部科学省が平成19(2007)年より、日本全国の小学校6年生、中学校3年生を対象として、毎年4月に行っている学力と学習状況の調査。

学校教育（P1、18）

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校において行われる教育。

家庭教育（P12、19）

家庭内で行われる教育的行為。保護者が子どもに基本的な生活習慣や豊かな情操、他人に対する思いやり、基本的倫理観、自尊心や自立心、社会的なマナーなど、生きていく上で必要なことを身に付けさせること。

家庭教育学級（P12）

保育園、幼稚園、小中学校、私立初等学校などの保護者会などが、親同士の交流を深めながら、家庭教育*や子育てについて学ぶ講座など。

かながわ教育ビジョン（P2、6）

平成19(2007)年に策定した神奈川県教育の総合的な指針。概ね20年間を見

据えて、基本理念、人づくりの視点、施策展開の方向性などを示している。平成29(2017)年と令和元(2019)年に一部改定している。

GIGAスクール構想 (P8)

1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、並行してICT*機器の整備調達体制の構築、利活用優良事例の普及、利活用のPDCAサイクル*徹底などを進めることで、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させるとともに、災害や感染症の発生による学校の臨時休業などの緊急時においても、ICT*の活用により全ての子どもたちの学びを保障できる環境を実現する文部科学省の構想。

教育格差 (P1)

生まれ育った環境により、受けることのできる教育に格差が生まれること。

「学力格差」と「教育機会格差」の2種類がある。

教育基本法 (P2、6、22、24)

日本の教育と教育制度全体を通じる基本

理念と基本原理を宣明することを目的として制定された法律。一般に、教育関係法令の解釈と運用については、法律自体に別段の規定がない限り、できるだけ教育基本法の規定と同法の趣旨、目的に沿うように考慮が払われなければならないとされる。

教職員の多忙化 (P1、9)

社会の変化への対応や保護者などからの期待の高まりなどを背景として、多くの業務を抱え、日々子どもと接し、その人格形成に関わっていくという使命を果たすことに専念できずに、多忙感を抱いている教職員が増えているとされる社会的な課題。教職員がより子どもたちに対して、効果的な教育活動を行うことができるよう、働き方改革の推進に向けた方策が求められている。

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度) (P1、12)

学校運営協議会制度を導入した学校。保護者や地域住民などが一定の権限と責任をもって学校運営に参加することにより、育てたい子ども像、目指すべき教育のビジョンを保護者や地域と共有し、目標の実現に向けて共に協働していく仕組み。

さ 行

自己肯定感 (P7)

自らの在り方を積極的に評価できる感情、自らの価値や存在意義を肯定できる感情。

自己有用感 (P7)

自分の属する集団の中で、自分がどれだけ大切な存在であるかを自分自身で認識できること。

持続可能な開発のための教育

イーエスディー (ESD) (P8)

Education for Sustainable Development の略。持続可能な開発目標(SDGs)*が目指す持続可能な社会づくりの担い手を育む教育。現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、それによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動をいう。

持続可能な開発目標 (SDGs)

(P2、17、21)

Sustainable Development Goalsの略。平

成27(2015)年の国連サミットで、誰一人取り残さない世界の実現を目指して採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」における国際目標。令和12(2030)年までに持続可能でより良い世界を目指すための17の目標と169のターゲットからなる。

社会教育 (P1、4、13、18)

学校教育法に基づく学校の教育課程として行われる教育活動を除き、図書館、博物館、公民館などにおいて、主として青少年と成人に対して行われる教育活動。

社会教育施設 (P13)

家庭や学校外で、児童から青年、成人、高齢者に至るまで全ての年齢の人に、学習や研修、趣味や楽しむ機会を提供する、図書館、博物館、公民館などの施設。

主体的・対話的で深い学び (P8)

子どもたちが学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするための授業改善の視点のこと。改訂された学習指導要領*において、社会に開かれた教育課程の実現に

向け、どのように学ぶかの視点から示された。

小中一貫教育 (P8)

小学校と中学校の教育課程を調整し、学校教育目標を共通したものにするなど、一貫した教育計画に基づきながら行う教育活動。

食育 (P8)

生きる上での基本である知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実現することができる人を育てること。

人工知能 (A I) (P1)

学習・推論・認識・判断などの人間の知能の働きを持たせたコンピューターシステム。

人生 100 年時代 (P1、14)

100 歳まで生きることが当たり前となる時代。世界で長寿化が急激に進むことにより、人々の生き方や働き方に変化が求められるようになると予想されている。

総合型地域スポーツクラブ (P15)

人々が身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブ。

子どもから高齢者まで、様々なスポーツを愛好する人々が、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加でき、地域住民により自主的・主体的に運営される。

た 行

第 3 期教育振興基本計画 (P2、6)

教育基本法*に示された理念の実現と、我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、同法第 17 条第 1 項に基づき政府として策定する計画。平成 30(2018)年6月に閣議決定された第 3 期の教育振興基本計画は平成 30(2018)年度～令和 4(2022)年度を計画期間とする。

第 10 次厚木市総合計画 (P2)

地方自治体が長期的な展望の下で、総合的かつ計画的なまちづくりを進めるための指針となるもので、個別計画の上位に位置する厚木市の「最上位の計画」。基本構想は令和 3(2021)年度から令和 14(2032)年度までの 12 年間、基本計画は令和 3(2021)年度から令和 8(2026)年度までの 6 年間、実施計画は 3 年間を計画期間とする。

第2次教育振興基本計画

第2次厚木市スポーツ推進計画 (P2)

市民が、いつでも、どこでも、だれでも、いつまでもスポーツに親しみ、スポーツを通じて人々の心のふれあいを推進することを目指し、基本理念や基本目標、スポーツ施策の具体的な方向性を示した計画。令和3(2021)年度から令和8(2026)年度までの6年間に計画期間とする。

確かな学力 (P5、8、18)

知識や技能に加えて、学ぶ意欲や、自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、より良く問題解決する資質・能力などまで含めた力。

地域学校協働活動 (P12、23)

地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関などの幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。

地域学校協働本部 (P12)

多くの幅広い層の地域住民、団体などが参画し、緩やかなネットワークを形成する

ことにより、地域学校協働活動*を推進する体制や仕組みのこと。

地域の教育力 (P1、12)

地域社会のあらゆる人、物、自然、文化などの教育資源が、子どもたちの教育に優れた影響を与えること。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (P16)

教育委員会の設置、学校その他の教育機関の職員の身分取扱、その他地方公共団体における教育行政の組織と運営の基本を定めた法律。①教育の政治的中立と安定の確保、②教育行政と一般行政の調和、③教育行政における国、都道府県、市町村の連携を密にすることを主眼としている。

超スマート社会 (Society5.0)

(P1)

サイバー(仮想)空間とフィジカル(現実)空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する「人間中心の社会」。狩猟社会を「Society1.0」、農耕社会を「2.0」、工業社会を「3.0」、情報社会を「4.0」と定義される。現在は情報社会(4.0)を迎えており、

「Society 5.0」は、その次の社会の在り方として提唱されている。

道徳教育 (P8)

教育基本法*及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする教育。学習指導要領*の改訂により、「特別の教科」として位置付けられた。

特別支援教育 (P11)

障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

は 行

ハイブリッド図書館 (P14)

印刷資料(本、雑誌、点字本、大型活字本など)や電子資料(電子書籍、オーディオブック、デジタル化した郷土資料、デジ

タルデータベースなど)、視聴覚資料を利用することができる図書館。

ビッグデータ (P1)

インターネットの普及や、コンピューターの処理速度の向上などに伴い生成される、大容量のデジタルデータのこと。分析することにより、事業や社会的・環境的な課題の解決に役立てることができる。

ピーティーエー

PTA (P12)

Parent-Teacher Associationの略。学校ごとに組織された、保護者と教職員による社会教育関係団体。各自が任意で入会する団体で、学校、家庭、地域を結び、子どもの健全な成長のために活動をする。

ピーディーシーエー

PDCAサイクル (P16、20)

事業活動において、管理業務を計画どおりスムーズに進めるためのマネジメントサイクルの一つ。PDCAサイクルという名称は、サイクルを構成するPlan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)の4段階の頭文字をつなげたもの。

2 資料

(1) 厚木市第2次厚木市教育振興基本計画策定委員会規則

(設置)

第1条 第2次厚木市教育振興基本計画(以下「基本計画」という。)の策定について調査審議するため、厚木市附属機関の設置に関する条例(昭和32年厚木市条例第17号)第2条第2項の規定に基づき、厚木市第2次厚木市教育振興基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 基本計画の基本理念、基本目標及び基本方針に関すること。
- (2) その他基本計画の策定について、教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会の委員は、10人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 教育関係団体の代表
- (3) 学識経験者
- (4) 市立小・中学校長

(任期)

第4条 委員の任期は、令和2年8月31日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し必要な資料の提出を求めることができる。

（秘密の保持）

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第9条 委員会の庶務は、基本計画主管課で処理する。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、令和元年9月1日から施行する。

2 この規則は、令和2年8月31日限り、その効力を失う。

(2) 第2次厚木市教育振興基本計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

役職	氏名	選出区分	備考
委員長	横田 宗一郎	規則第3条第4号 (市立小・中学校長)	厚木市立南毛利小学校長
職務代理者	林 元春	規則第3条第3号 (学識経験者)	厚木市立公民館長連絡会 会長
委員	下 孝一	規則第3条第1号 (公募による市民)	公募による市民
委員	武部 公也	規則第3条第1号 (公募による市民)	公募による市民
委員	菊地 富士夫	規則第3条第2号 (教育関係団体の代表)	厚木市青少年健全育成会 連絡協議会理事
委員	澁谷 岳史	規則第3条第2号 (教育関係団体の代表)	公益財団法人 厚木市体育協会事務局長
委員	曾根 大	規則第3条第2号 (教育関係団体の代表)	厚木市立小中学校 PTA連絡協議会幹事
委員	室田 陽子	規則第3条第2号 (教育関係団体の代表)	厚木市立小中学校 PTA連絡協議会会計
委員	小賀 和美	規則第3条第3号 (学識経験者)	元厚木市立睦合中学校長
委員	木村 克己	規則第3条第4号 (市立小・中学校長)	厚木市立睦合東中学校長

(役職等は令和元年9月時点)

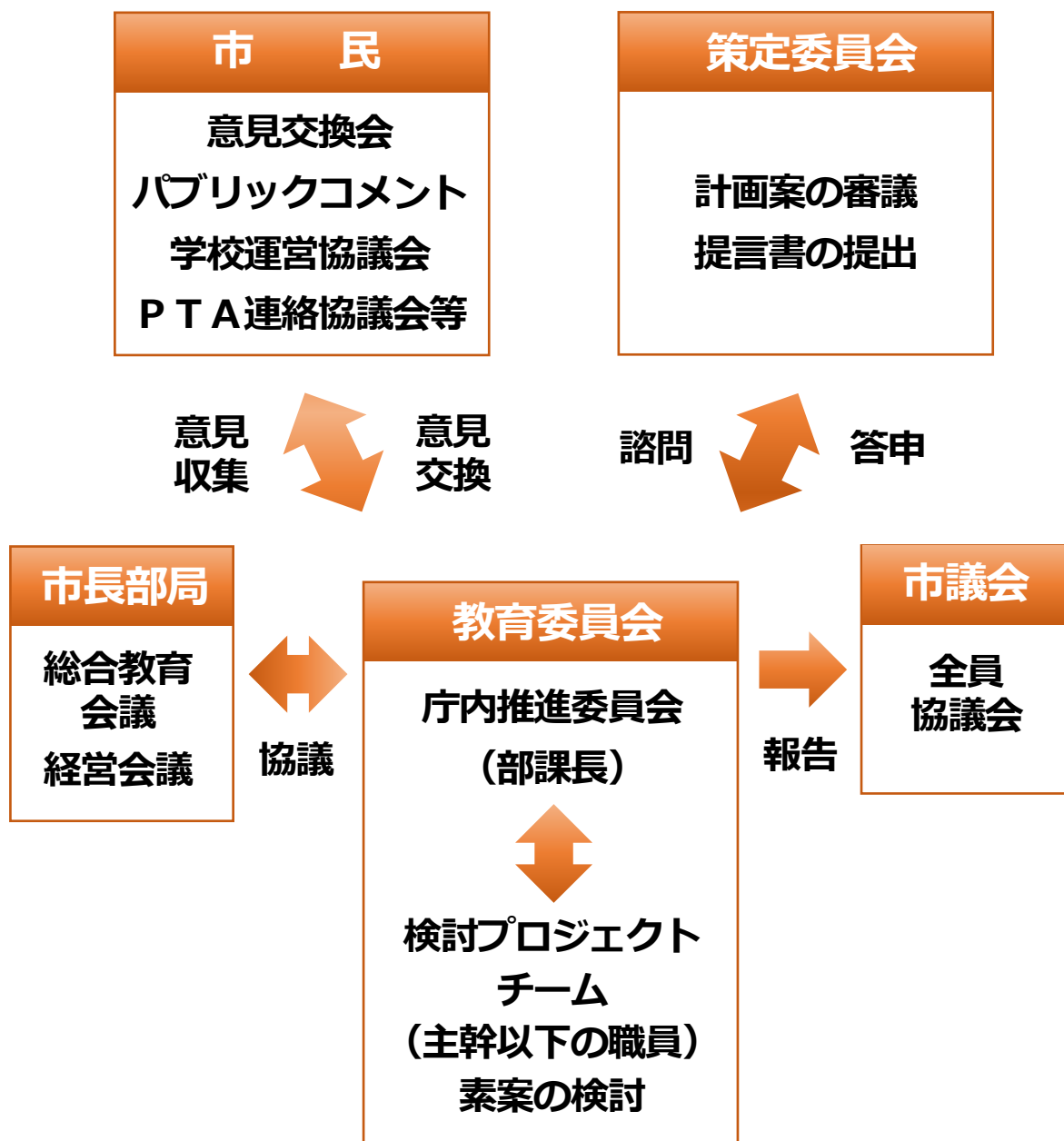
(3) 第2次厚木市教育振興基本計画策定経過

会議等	開催日時	内容
第1回第2次厚木市教育振興基本計画策定委員会	令和元年9月19日(木)	<ol style="list-style-type: none"> 1 委嘱状交付 2 第2次厚木市教育振興基本計画策定委員会について 3 委員長の選出について 4 職務代理者の選出について 5 第2次厚木市教育振興基本計画策定方針について 6 厚木市教育振興基本計画の成果と課題について
第2回第2次厚木市教育振興基本計画策定委員会	令和元年10月21日(月)	第2次厚木市教育振興基本計画の基本理念及び基本目標について
第3回第2次厚木市教育振興基本計画策定委員会	令和元年11月11日(月)	<ol style="list-style-type: none"> 1 第2次厚木市教育振興基本計画の基本目標について 2 第2次厚木市教育振興基本計画の基本方針について
第4回第2次厚木市教育振興基本計画策定委員会	令和元年12月16日(月)	<ol style="list-style-type: none"> 1 第2次厚木市教育振興基本計画の基本目標について 2 第2次厚木市教育振興基本計画の基本方針1、2について

第2次教育振興基本計画

会議等	開催日時	内容
第5回第2次厚木市教育振興基本計画策定委員会	令和2年1月15日(水)	第2次厚木市教育振興基本計画の基本方針3、4について
第6回第2次厚木市教育振興基本計画策定委員会	令和2年2月18日(火)	1 第2次厚木市教育振興基本計画の基本方針5～8について 2 第2次厚木市教育振興基本計画の提言について
第7回第2次厚木市教育振興基本計画策定委員会	令和2年3月13日(金)	1 第2次厚木市教育振興基本計画の提言について 2 提言書提出
第2次厚木市教育振興基本計画の策定に係る意見交換会	令和2年7月9日(木)	1 第2次厚木市教育振興基本計画(素案)説明 2 意見交換 参加者:15人
第8回第2次厚木市教育振興基本計画策定委員会	令和2年8月27日(木)	第2次厚木市教育振興基本計画(案)について
第2次厚木市教育振興基本計画(案)に対するパブリックコメント	令和2年12月1日(火)～令和3年1月4日(月)	市役所、各地区市民センター、駅連絡所、中央図書館、保健福祉センター、あつぎ市民交流プラザ、あつぎ郷土博物館、荻野運動公園、各スポーツセンターに資料を設置して実施 結果:意見等なし

(4) 策定体制



第2次 厚木市 教育振興基本計画

～未来を担う人づくりのために～

発行年月 令和3(2021)年3月

発 行 厚木市教育委員会

編 集 厚木市教育委員会教育総務部教育総務課

〒243-8511 厚木市中町3-17-17

電 話 046-223-1511 (代)